

食事提供契約書

株式会社ケアエステート（以下、甲という）はケアリゾート宮下町において、
（以下、乙という）に対し、次の条件で食事を提供する。

- 第1条 甲は乙に対し、朝食及び昼食並びに夕食として毎日3食のうち乙が希望する食事を提供する。
- 第2条（提供時間）朝食は午前7時30分～8時30分、昼食は午前11時30分～午後12時30分、夕食は午後5時30分～6時30分の間に提供する。
- 第3条（消耗品等）乙が使用する箸、コップ等は乙好みのものを乙が用意し管理は甲がするものとする。
- 第4条（料金）1日各食の食事の利用代金は、朝食月額15,429円、昼食月額8,229円、夕食月額15,429円とし月単位とする。中途契約及び中途解約の場合は、利用日数に応じた日割り計算とする。乙の都合により食事の利用を希望しない場合には7日前までに申し出ること（その場合、または乙の入院などの場合には食費は1か月を実日数で日割り計算にて計算する）。提供する3食以外の嗜好品・おやつその他の飲食物（飴、ジュース、お菓子）等は、乙が自己負担するものとする。
- 第5条（契約期間）平成 年 月 日から1年とする。但し、甲においては、契約期間満了日前14日までに、乙においては、契約期間満了日前7日までに契約終了の申し出がない限り、本契約は、自動的に1年間更新するものとする。ただし、事由の如何を問わずケアリゾート宮下町における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 第6条（契約の解除）本契約を解除する場合においては、甲においては、契約解除日前14日までに、乙においては、契約解除日前7日までに相手方に書面で通告しなければならない。
- 第7条（合意管轄）この契約に関する紛争については、甲の事業地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに、甲乙双方は合意した。

上記の通り本契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自記名押印の上、各一通を保有する。

希望 朝食 15,429円 昼食 8,229円 夕食 15,429円

計 1日3食 月 39,085円※

※上記金額において、月額合計金額から算出した消費税金額と各明細金額で算出した消費税合計金額とは一致しないことがあります。これは日割り計算や、一食毎の金額を算出しなければならないときに生じるものです。実務上、消費税の計算は、途中計算過程において、1円未満の端数は四捨五入し、最終結果においても1円未満の端数は四捨五入致します。その上での計算結果は、ご利用者様にとって有利な方法を採用致します。

平成 年 月 日

甲 住所 東京都八王子市中野上町1-8-22 2階
氏名 株式会社ケアエステート
代表取締役 成川 啓一 印

乙 住所
氏名 印